

秋田市告示第 87 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条第 2 項の規定に基づき、本市収納代理金融機関を次のとおり指定したので、同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 8 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 12 日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 指定する金融機関
東北労働金庫の秋田県内全店舗
- 2 指定年月日
令和 8 年 4 月 1 日
- 3 取扱事務
本市の公金収納事務